

定 款

一般社団法人SHOIN

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人SHOINと称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都北区に置く。

(目 的)

第 3 条 当法人は、子ども達の健全な成長・自立を支援する活動を行うことを目的とする。

第 4 条 当法人は、前項の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 子ども食堂の開催
2. フードパントリー（食料配給所）の開催
3. 農業体験・職業体験等の各種体験事業の開催・支援
4. 関係諸団体との協力関係を増進するための事業
5. その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公 告)

第 5 条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

第2章 会 員

(会員の構成)

第 6 条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入 会)

第 7 条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、当法人所定の

様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(入会金及び会費)

- 第 8 条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

- 第 9 条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
1. 退社したとき。
 2. 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
 3. 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
 4. 半年以上会費を滞納したとき。
 5. 除名されたとき。
 6. 総正会員の同意があったとき。

(退 社)

- 第 10 条 会員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除 名)

- 第 11 条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

第3章 社員総会

(構 成)

- 第 12 条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(社員総会)

- 第 13 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(開催地)

第 14 条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招 集)

第 15 条 社員総会の招集は、理事の過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より 5 日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第 16 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第 17 条 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(議 長)

第 18 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

第 4 章 役 員

(員 数)

第 20 条 当法人に次の役員を置く。

1. 理事 1 名以上 5 名以内
2. 監事 1 名

(選 任 等)

第 21 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(任 期)

- 第 22 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事・職務権限)

- 第 23 条 当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。
- 2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(監事の職務権限)

- 第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員報酬等)

- 第 25 条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

- 第 26 条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

- 第 27 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得

るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(剰余金の分配禁止)

第 27 条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第6章 定款の変更・解散等

(定款の変更)

第 28 条 この定款を変更するには、社員総会の決議をもってする。

- 2 前項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の賛成を要する。

(解散)

第 29 条 当法人は、社員総会の決議によって解散する。

- 2 前項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の賛成を要する。

(残余財産の帰属)

第 30 条 当法人が解散した場合、当法人の残余財産は、国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人に帰属する。

- (1) 公益社団法人又は公益財団法人
- (2) 公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第 31 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和3年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第 32 条 当法人の設立時の理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事 吉原隆平

設立時理事 小池一博

設立時理事 細野晃生

設立時監事 吉羽恵介

2 当法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第 33 条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

東京都北区滝野川 1 丁目 6 6 番 7 ー 1 6 0 5 号

設立時社員 吉原隆平

東京都北区東十条五丁目 5 番 3 号

設立時社員 小池一博

(法令の準拠)

第 34 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

上記は当法人の定款に相違ない。

令和 3 年 8 月 1 日

代表理事 吉原隆平

